

(平成24年8月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和48年4月に国民年金に加入し、国民年金保険料を欠かさず納付していたが、60年4月に国民年金の資格喪失手続を行った記憶が無いにもかかわらず、申立期間が未加入になっており、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和48年4月以降、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納が無く、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、A町からB町へ昭和60年5月頃に転居し、国民年金被保険者の住所変更に係る手続を行ったとしているところ、申立人が所持する年金手帳及びB町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、当該転居に係る住所変更日が同年4月29日と記録されている上、申立期間当時、B町は、転入届出時に国民年金の被保険者資格について確認していたとしていることから、申立人に対し、申立期間の国民年金保険料納付書が発行されていたと考えられ、保険料の納付意識が高かった申立人が、国民年金に係る住所変更手続を行いながら、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、上記被保険者名簿に申立期間に係る国民年金被保険者資格喪失日は記載されていないが、オンライン記録では、当初、昭和61年4月1日と記録されていた申立人の同資格喪失日は、62年4月27日付けで60年4月1日に遡って訂正されていることが確認でき、日本年金機構Cセンターは、当該訂正の理由は不明と回答していることから、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和32年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月15日から同年9月1日まで

D社E支店からA社C営業所に転勤となったが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の回答により、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和32年6月15日にD社E支店からA社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所に係る昭和32年9月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の書類が保存されていないことから不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和47年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月21日から同年3月1日まで

申立期間当時にC社D事業所からA社に異動となったが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事発令及びE健康保険組合から提供された個人台帳の写しにより、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（C社D事業所からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事発令によると、申立人は、昭和47年3月1日付けで異動発令されているが、E健康保険組合から提供された個人台帳の写しから判断すると、同年2月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和47年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、同保険料を納付したか否か不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社の厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険

事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 47 年 3 月 1 日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 2 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成5年4月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年9月21日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時の給与額よりも低額になっている。
申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち平成5年4月1日から同年7月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたところ、申立人がA社を退職（資格喪失日は平成6年9月21日）した後の7年6月6日付けで、遡って20万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所において平成5年4月1日より前に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚77人全員についても、7年6月6日から同年同月8日までの3日間において、それぞれ標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、滞納処分票により、当時、当該事業所は、当該期間に係る厚生年金保険料を滞納しており、このうち平成5年5月分及び同年6月分の同保険料については、不納欠損として処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成7年6月6日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、5年4月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該標準報酬月額の減額訂正処理に係る記録は有効なものとは認められ

ないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要であると認められる。

- 2 申立期間のうち平成5年7月1日から6年9月21日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、5年7月1日の随時改定により、従前の47万円から20万円に引き下げられており、前述の同僚77人についても、申立人と同様に、同日の随時改定により、それぞれ標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるものの、当該随時改定に係る処理については、同年7月中に行われていることが確認でき、社会保険事務所の事務処理に不合理な点は見当たらない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、平成16年6月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本により、22年4月12日に清算手続が終了していることが確認できる上、事業主及び清算人に照会したものの協力が得られないことから、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、前述の同僚77人のうち2人から提供された当該期間に係る給与明細書によると、両人の当該期間に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、事業主により源泉控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、「当時、経営状態が悪化しつつあった。社長からは、従業員に対し、標準報酬月額等の何らかの額を引き下げることになるが、会社と従業員にとって一番良い方法はこれしかない旨の説明があった。厚生年金保険料の控除額については記憶していない。」と供述している。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間①は19万円、申立期間②、③及び④は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月1日から同年4月1日まで
② 平成17年9月1日から18年9月1日まで
③ 平成19年8月1日から同年9月1日まで
④ 平成20年8月1日から同年9月1日まで

A社に事務員として勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が当時の給与額よりも低額に記録されている。

全ての申立期間に係る標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①については19万円、申立期間②、③及び④については22万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、上記給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B病院）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

昭和49年4月1日にA病院に採用され、申立期間についても同病院に継続して勤務していたが、同年7月1日に共済組合員となった際に、厚生年金保険の被保険者期間に1日の空白期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、昭和49年分給与所得の源泉徴収票、B病院から提出された「職員名簿及び勤務に関する記録」及び同病院の回答により、申立人は申立期間もA病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和49年6月分の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和49年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和34年4月1日、同資格喪失日を35年10月16日とし、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から35年10月16日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社において勤務していた申立期間の加入記録が無い。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する具体的な供述、申立人と共にA社に入社したとする同僚及び申立人が在籍していた高校の後輩で当該事業所において申立人と一緒に勤務していたとする同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間又はその一部期間を含む期間において当該事業所に勤務していた複数の者が、申立人と同様に被保険者期間に欠落があるとして、年金記録確認地方第三者委員会に対して訂正のあっせんを求めた申立てにおいて、当該委員会が同僚照会したところ、当時の労働組合の役員から、「当時、総務担当者は厚生年金保険料を控除しながら届出をしていなかった。」旨、及び同僚から「昭和32年ぐらいから37年ぐらいまで、厚生年金保険料を控除していたが手続を取っていなかった。厚生年金保険料を控除しながら届出をしていなかったため、昭和37年10月頃に、加入手続が取られた。」旨の供述が得られている。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、昭和 37 年 10 月 15 日付けでまとめて 212 人の従業員を厚生年金保険に加入させていることが確認でき、上記の供述と符合する上、当該事業所では、「平成 12 年頃に退職した者を対象に、厚生年金保険の未加入期間に対する補償金を支払った事実があった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢の同僚の当該事業所における申立期間に係る社会保険事務所（当時）の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は不明としているが、当該事業所に係る上記事業所別被保険者名簿に整理番号の欠番は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 4 月から 35 年 9 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4375

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和59年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月1日から同年11月1日まで
昭和59年にB社(現在は、C社)からA社に異動したが、同年10月1日から同年11月1日までの厚生年金保険の記録が無い。

両社は企業グループ内の関連会社で社内異動と同様であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時の上司として名前を挙げた者の供述及び複数の同僚の供述により、申立人はB社及びその関連会社であるA社に継続して勤務し(B社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間当時の人事記録等の資料が無く不明であるが、上述の上司は、「私が指示して申立人を異動させた。異動日は昭和59年10月1日であったと思う。」と供述していることから、同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことか

ら、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4376

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和38年9月を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から38年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が3万3,000円になっており、前後の期間の標準報酬月額（3万6,000円）より下がっているが、給与明細カードによると、申立期間は月平均5万9,000円の給与を支給されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年9月については、申立人が所持するA社発行の給与明細カードによると、当該報酬月額に基づく厚生年金保険の標準報酬月額は3万6,000円（当時の最高等級）であり、保険料控除額は、厚生年金保険料と健康保険料を合算して、1,926円（給与からの控除は翌月控除）であるところ、当該保険料額は、当時の厚生年金保険及びB健康保険組合の保険料率並びに各標準報酬月額の最高等級（厚生年金保険は3万6,000円、健康保険は5万2,000円、）を基に算出した保険料額（1,618円）よりも高額であることが確認できる。

したがって、申立人の昭和38年9月の標準報酬月額については、上記給与明細カードから、3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているとともに、元事業主への確認もできないことから不明であり、こ

のほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和37年8月から38年8月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間については、申立人が所持する給与明細カードによると、申立人の主張どおり、当時の標準報酬月額の最高等級（3万6,000円）に相当する報酬月額が支給されていることが確認できるが、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額は、厚生年金保険料と健康保険料を合算して、1,204円であるところ、当該保険料額は、当時の厚生年金保険及びB健康保険組合の保険料率並びにオンライン記録の標準報酬月額（3万3,000円）を基に算出した保険料額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月1日から59年1月1日まで
② 昭和59年1月1日から平成元年10月1日まで

申立期間①はA社に勤務し、申立期間②はB社に移籍して勤務していたが、標準報酬月額が昭和56年8月に引き下げられ、それ以降、申立期間①及び②について、実際の給与より低額で記録されている。

両申立期間の給与支払明細書等はないが、この期間に給与が引き下げられたことはないので、両申立期間について、適正な標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間①について、A社における申立人の厚生年金保険料控除額等を確認できる給与明細書等はないが、オンライン記録では、申立人は昭和56年8月1日付けの随時改定により標準報酬月額が従前の14万2,000円から11万円に四等級引き下げられていることが確認できるところ、申立人と同様に、同年8

月に標準報酬月額が下がっている複数の同僚から提出された給与明細書によると、いずれも、申立期間①において当該随時改定前の標準報酬月額より高額な報酬月額の支払を受け、同年8月以降も随時改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できること、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に記録が確認できる41人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）に照会し17人から回答が得られたものの、当該随時改定による報酬引下げに相当する給与の引下げを示唆する供述が全く確認できないことを踏まえると、申立人についても、申立期間①において当該随時改定前の標準報酬月額（14万2,000円）を上回る報酬月額の支払を受け、当該随時改定前の標準報酬月額に基づく同保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間②について、B社における申立人の厚生年金保険料控除額等を確認できる給与明細書等はないが、オンライン記録では、申立人以外にも、申立人と同様に、前述の昭和56年8月の随時改定により標準報酬が引き下げられ、かつ、59年1月1日付けでA社からB社に異動した際の異動先における資格取得時の標準報酬月額が異動元の資格喪失時の標準報酬月額と同額となっている同僚が59人確認できるところ、そのうちの複数の同僚から提出された給与明細書によると、いずれも、申立期間②において、異動後も前述の随時改定前の標準報酬月額より高額な報酬月額の支払を受け、かつ、当該改定前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが推認又は確認できること、先述の同僚照会により回答が得られた17人のうち13人から、申立期間①及び②を通じて毎年昇給があったとの供述が得られていることを踏まえると、申立人についても、申立期間②において、異動元における56年8月1日付けの随時改定前の標準報酬月額（14万2,000円）を上回る報酬月額の支払を受け、当該随時改定前の標準報酬月額に基づく同保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額については、昭和56年8月の随時改定前の同年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社はいずれも平成6年3月に適用事業所ではなくなっており、唯一生存の確認できるA社の当時の事業主に照会したものの回答が得られないため確認することはできないが、複数の同僚が保管する給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、両事業主は、当該保険料（訂

正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4378

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和55年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い。

申立期間は、A社C事業所から同社D事業所に転勤した時期であり、退職せず継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が保管する申立て事業所に係る人事記録(写し)及びB社の回答により、申立人は、A社に継続して勤務し(A社C事業所から同社D事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事記録(写し)によると、申立人は昭和55年3月1日付けで異動発令されていることが確認できるが、A社D事業所において申立人の前任者であったとする同僚の供述、及びE健康保険組合から提供された被保険者名簿により確認できる申立人のA社C事業所に係る被保険者資格喪失日及び同社D事業所に係る同資格取得日の記録から判断すると、同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る昭和55年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所の記録及びF企業年金基金の加入員記録における申立人のA社C事業所に係る資格喪失日は合致しており、事業主が申立人の資格喪失日を昭和55年5月1日と届け出たにもかかわらず、同基金及び社会保険事務所の双方がこれを同年4月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が申立人の被保険者資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和54年1月10日であると認められることから、申立人に係る同保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月10日から同年1月17日まで
昭和48年4月2日から平成10年6月30日までA社に勤務していたが、同社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間当時は、A社D支店から同社C支店に異動した時期であるが、申立期間においても同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社D支店及び同社C支店に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和54年1月10日に同社D支店に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年1月17日に同社C支店に係る同保険の被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録、B社から提出された社員台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務（A社D支店から同社C支店に異動）していたことが認められる。

また、異動日については、前述の社員台帳及びB社の回答から判断すると、昭和54年1月10日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和54年1月10日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から同年12月までの期間、48年12月から49年6月までの期間、57年12月から58年3月までの期間及び平成7年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から同年12月まで
② 昭和48年12月から49年6月まで
③ 昭和57年12月から58年3月まで
④ 平成7年1月から同年3月まで

申立期間①及び②については、国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いが、私が自分で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間③及び④については、妻が、私の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の保険料を一緒に納付しており、妻の申立期間における保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっているのはおかしい。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付について、申立人自身又は申立人の妻が行っていたとしているが、国民年金に加入すると与えられる国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された形跡が見当たらない上、申立人が居住するA市において、申立人の国民年金被保険者名簿も見当たらないことから、申立人は、申立期間において、国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人及びその妻から、申立期間に係る国民年金の加入手続き、国民年金保険料の納付を行った場所及び保険料額等についての具体的な説明が得られず、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。また、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、父の仕事を手伝った礼に、昭和 58 年 5 月頃、実家に届いていた納付書により、父親が納付してくれたと記憶している。

申立期間①については、年金事務所から、厚生年金保険加入期間に国民年金保険料が納付されたため、重複した保険料は還付したと回答を受けたが、私は還付金を受け取っていない。

また、結婚準備のため昭和 58 年 9 月頃 A 市に転居した際、国民年金の納付書が送られてきたため、どの期間の保険料であったかは定かでないが、夫にお金を出してもらい 1 万 6,000 円又は 3 万 6,000 円ぐらいの保険料を自分で納付したことを覚えている。

申立期間①の国民年金保険料が還付済み、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、年金事務所から当該期間の国民年金保険料は還付したとの説明を受けたものの、当該還付金を受け取っていないとしているが、特殊台帳（マイクロフィルム）により、当該期間を含む昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの保険料について、同年 6 月 28 日に過年度納付された後、申立人が被用者年金加入者であることを理由として、59 年 10 月 28 日に還付されていることが確認できる。

また、当該保険料還付について、特殊台帳において還付金額、還付日等が明確に記載されており、その記載内容に不合理な点は無の上、ほかに申立期間①に係る国民年金保険料の還付の事実を疑わせる事情も見当たらない。

一方、申立人は、全ての申立期間の国民年金保険料は父親が納付してくれたとしているが、父親が納付したとする期間について具体的に記憶していない上、父親は既に死亡しており、保険料納付について聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和58年9月頃、A市の自宅に送付されてきた納付書により、国民年金保険料を納付したとしているが、i) 申立人及びその夫は、申立人がA市に転入した際、国民年金に係る手続をした覚えは無いとしていること、ii) 特殊台帳では、国民年金手帳記号番号に係る申立人の住所は、57年11月20日付けでB市からC市へ変更された以降、他の市町村に変更された記録が確認できないこと、iii) 国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する年金手帳により、申立人に対し、新たな国民年金手帳記号番号が社会保険事務所（当時）から付番されていることが確認できること、オンライン記録及びその前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、当該手帳記号番号は、申立人が61年4月1日付けで国民年金第3号被保険者資格を取得したことを契機として付番されたと考えられることから、申立人は、当該時点までA市において国民年金の被保険者として管理されておらず、申立期間②の国民年金保険料の納付書がA市から申立人に送付されたとは考え難い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4380(事案 66 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月6日から同年11月16日まで
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。
しかし、当初の申立てにおいては、申立ての内容が正しく伝わっていなかったことから、今回は、申立期間及び申立てに係る事業所を変更するので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたと申し立てている事業所は、事業所名簿及びオンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所として存在せず、申立人の同保険の被保険者記録を確認することはできないこと、ii) 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いこと、iii) 申立期間に引き続く昭和26年11月16日から38年1月30日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は、脱退手当金が支給済である記録となっているものの、当該記録に誤りがあったものとは認められないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年6月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「当初の申立てにおいては、申立期間の始期を昭和23年5月頃としていたが、これは、A社に勤務する以前に他の会社に勤務していた期間を含めて申し立てていたためであるが、今回は、A社に採用された26年1月6日以後の期間について新たに申立てを行うものである。当該事業所を退職した当時、社会保険事務所(当時)から、私の厚生年金保険の記号番号が二つあり、老齢年金の受給要件である被保険者期間を満たし

ている旨の説明を受けた。その際、同保険の被保険者資格取得日が同年1月6日であると聞いており、現在の被保険者資格取得日は、同保険の記号番号を訂正処理した際に誤って記録されたものである。」と主張している。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和38年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及び総務事務の担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた当時の同僚二人は、いずれも既に死亡していることから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた13人に照会し、6人から回答が得られたものの、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用並びに同保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、上記同僚6人のうち、申立人と同職種であったと供述している二人は、自身が記憶する入社日からそれぞれ1か月後及び9か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、他の二人は、入社当初に試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった旨供述していることを踏まえると、当時、事業主は、従業員の入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人に係る同保険の当初の記号番号は、その後に訂正されていることが確認できるものの、申立人が同保険の被保険者資格を取得した当初に記載された資格取得日は、オンライン記録と一致する昭和26年11月16日であることが確認できる上、同資格取得日は、29年12月に当該被保険者名簿の書換えが行われた際、誤って26年11月6日と転記されていることは確認できるものの、申立人が主張する同年1月6日であったとする記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4381 (事案 3994 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 27 日から 38 年 2 月 10 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 11 月 16 日まで
③ 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 10 月 27 日から 46 年 1 月 21 日まで

社会保険事務所(当時)から、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答を受けたが、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので第三者委員会に申し立てたところ、年金記録を訂正する必要は無いとの結果が通知された。申立期間④に係る同僚に、当時の状況を確認してもらいたく、再度、申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間④に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和46年4月27日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはないことがないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年7月15日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間④に係る同僚一人の名前を挙げ、この者から当時の状況の確認するよう求めているため、当該同僚に確認したが、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる情報及び資料は得られなかった。

このことを踏まえると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対する

あっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立期間④に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから約3か月後に支給決定がなされていることなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 26 日から平成 3 年 5 月 26 日まで
昭和 47 年 4 月にA社B本社に入社し、54 年 6 月 26 日にA社（C市）へ異動した後、平成 3 年 5 月まで勤務した。

給与は徐々に上がっていたため、標準報酬月額も徐々に上がっていたはずであるが、年金記録によると、申立期間の標準報酬月額について、従前に比べ低額となっている箇所があるほか、4年にわたり増額していない期間があるなど、納得できない。

申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、平成 10 年 9 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、商業・法人登記簿謄本によると、同社は 13 年 11 月 1 日に破産廃止決定されている上、破産廃止時の代表取締役の一人は、「当時の資料は保管していない。会社の経営は苦しかったが、厚生年金保険の届出について、申立人のみ不利益に取り扱うようなことは考えられず、社員の厚生年金保険料の控除については適正に行われていた。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚 5 人のうち、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録により、申立期間において当該事業所の厚生年金保険被保険者資格が確認できる 4 人は、いずれも、標準報酬月額が従前に比べ低額となっている期間が確認できる上、4 人のうち 3 人は、3 年間から 5 年 11 か月間、標準報酬月額が改定されることなく同額で推移している状況が確認できる。

さらに、申立人は、昭和 54 年 6 月 26 日にA社B本社からA社へ異動した際

の標準報酬月額が、異動前に比べ低額となっていることについて、D支社長として赴任したため、支社長手当が付いたと記憶しており、報酬月額は増えたはずであると主張しているところ、先述の代表取締役は、「支社長となった場合、それまで支給されていた外勤手当及び通勤手当等が無くなるため、給与の総額が下がることもある。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間中に標準報酬月額が減額している期間が確認できる同僚24人に照会し、12人から回答を得られたところ、このうち、当該事業所の労働組合に所属していたとする同僚は、「年金記録の標準報酬月額は、事実と相違していないと思う。また、会社の経営状態が悪く、昇給の無い時期があった。」と供述している上、これらの者から、申立人が申立期間において、被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を源泉控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、当該事業所に係る被保険者原票及びオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡って訂正されている等、不自然な事務処理が行われた形跡は無い。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 6 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 48 年 1 月に A 社に入社し課長職として勤務していた。入社時から毎月 20 万円の給与を支給されていたが、年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が 5 万 2,000 円と記録されている。

申立期間について、標準報酬月額の記録を調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、事業所名簿及びオンライン記録によると、A 社は、昭和 55 年 7 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人が会計責任者であったとする当該事業主の妻に照会したところ、「当時の社会保険関係の届出資料、賃金台帳等は保存されていないため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額については分からない。なお、厚生年金保険の被保険者資格の取得時においては、基本給を基に報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し届け出ていたかもしれない。」と回答している。

また、申立人は、入社時から当時の標準報酬月額の最高額に相当する報酬月額の支給を受けていたと主張しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人が自身と同様に課長職であったとする同僚 4 人の同保険の被保険者資格取得時における標準報酬月額を確認したところ、同月額が最高額で記録されている者が皆無で、いずれも申立人と同額又はほぼ同額となっていることが確認できる上、このうち回答が得られた二人は、いずれも「オンライン記録で確認できる標準報

酬月額よりも高い給与が支給されていたと思うが、当時の給与明細書が無いので、給与支給額に見合った標準報酬月額に基づき厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述しており、これらの者から申立人の申立てに係る事実を裏付ける供述及び資料を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できた75人について、同資格取得時における標準報酬月額を確認したところ、同月額が最高額で記録されている者は皆無で、いずれも申立人と同額又はほぼ同額となっている上、当該75人のうち、申立人と同様に昭和48年10月1日の定時決定で標準報酬月額が最高額まで引き上げられている者で、かつ、生存及び所在が確認できた12人に照会したところ、回答が得られた7人のうち4人は、いずれも「オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額な給与を支給されていたが、A社の給与は基本給と歩合給で構成されており、自身の資格取得時の標準報酬月額の記録は、当時の基本給額とおおむね合致している。」と供述しており、先述の事業主の妻の回答を裏付ける供述を行っている上、このうちの一人から提出された申立期間の給料支給明細書によると、基本給に歩合給手当を加えた支給合計額は、被保険者原票で確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、基本給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、同原票で確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

その上、申立人の当該事業所に係る被保険者原票によると、申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、当該記録が訂正された形跡も無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。